



## 特殊車両の適正な運行をお願いします

- 山口河川国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう、山口県警の協力を得て、11月22日に今年度第6回目の指導取締を下記のとおり実施しました。
- 一定の大きさや重さを超える車両（特殊車両）が道路を通行する場合は、道路法に基づき**道路管理者の許可**が必要となります。

### 【取締結果】

(戸田車両計量所)  
取締台数：5台  
違反台数：1台

戸田車両計量所  
(周南市夜市)



(台道車両計量所)  
取締台数：5台  
違反台数：2台

台道車両計量所  
(防府市台道)



山口県警協力による車両の引込



車両寸法計測



違反者に対する適正化指導

道路の保全及び交通の危険を防止する観点から、取締りで通行許可証の有無、内容確認及び車両計測を行い、**違反があれば警告等の指導**を行っています。

発行元  
問合せ

国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所  
道路管理第二課 防府維持班

〒747-8585  
山口県防府市国衙1丁目10番20号  
TEL (0835) 22 - 3093

※特殊車両に関する問合せ  
道路管理第一課  
TEL (0835) 22 - 1785



HP



X(旧Twitter)